

消防団と事業所との連携の強化に関する提言

1 消防団と事業所との連携の強化に関する提言の全体イメージ

消防団の現状と課題並びにアンケート調査及び現地ヒアリングの現状分析に基づき、「消防団と事業所との連携強化策」の構築について検討した。

で述べたように、アンケート調査では、約2割が「消防団の名前は知っているが、活動は知らない。」と答えており、また、約5割が「消防団のPRが不十分又は十分とはいえない。」と答えている。

現在、全国の消防団は、事業所に対し、消防団活動に配慮するように協力依頼等を行っているところではあるが、より一層、地域における消防団の必要性をPRし、消防団への理解促進に努め、事業所が消防団に対し理解・協力できる環境を整備するために、
：事業所に対して消防団活動の一層の周知、
：消防団活動に関する事業所への協力依頼、
：消防団活動への協力事業所に対する顕彰等について努めなければならない。

そして、アンケート調査結果では、「消防団への協力を事業所の社会貢献及び社会責任と捉えている。」という前向きな回答が約5割もあり、また、「協力している。」「今後協力したい。」及び「検討したい。」という前向きな答えも約5割あった。このように、約5割もの事業所が協力したいと考えているものの、「具体的な活動(協力)内容が分からない。」と約3割が答えていることから、行政側から事業所に対し積極的に地域防災活動を行う方法のメニューを提示し、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え地域防災活動に協力することができる関係を構築する必要がある。

また、これから入団を考えている被雇用者及び現在事業所に勤務している消防団員は、「勤務時間中における消防団活動」等の活動環境の内容について、必要があれば、事前に協定や覚書きを締結することについても考慮しておくことが重要であると考えられる。

提言の概要

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

- 消防団活動に関する事前打合せについて -

従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項(例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど)があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に、消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくよう努めるべきである。

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

- 消防団と事業所との連携強化策について -

大規模災害発生時等において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員(機能別団員とは、昨年度、新たに構築した制度で、特定の災害・活動のみに参加する消防団員をいう。)となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえる関係を構築する。

(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

- 危機管理アドバイザー消防団員について -

大規模、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。

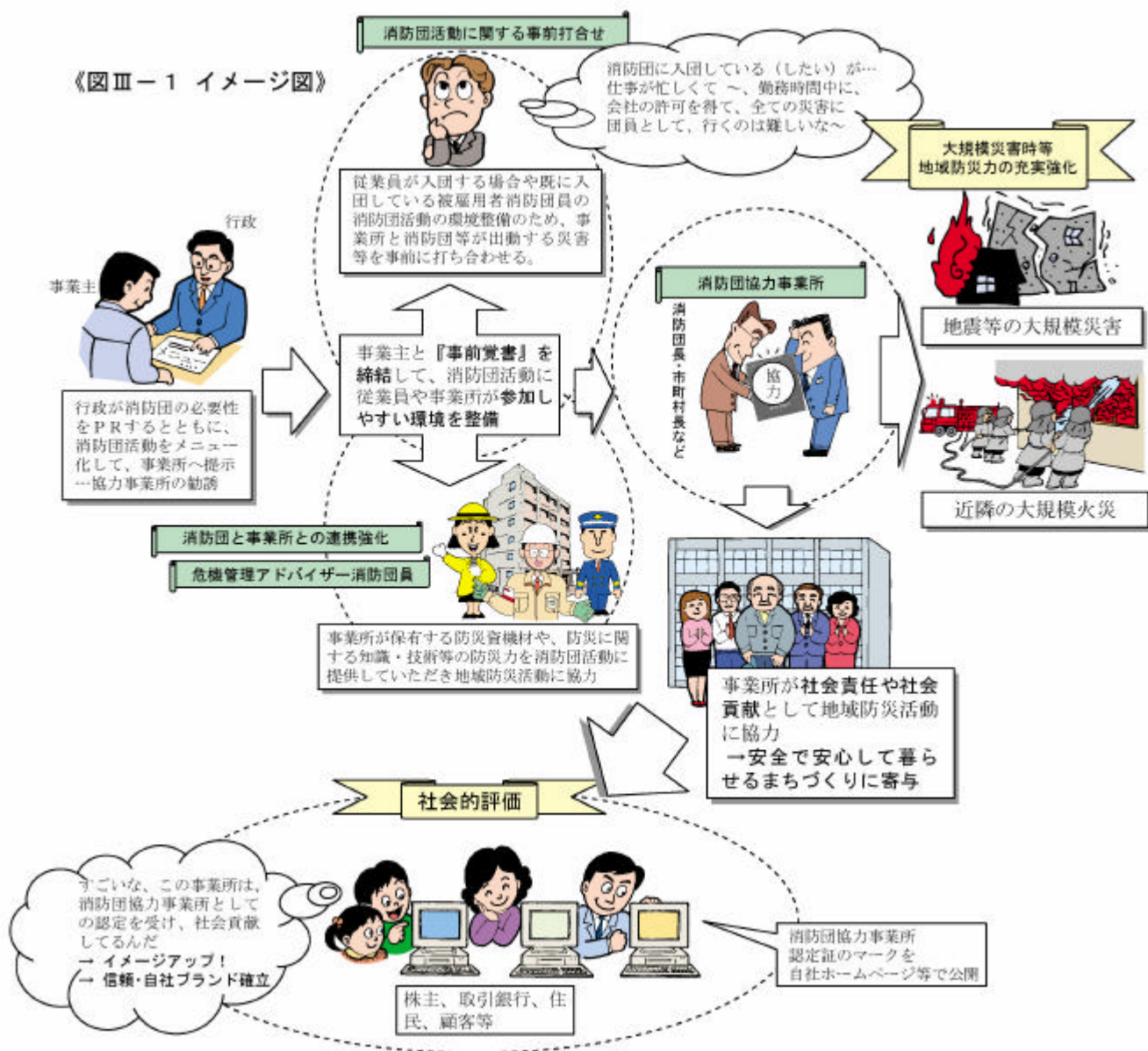
そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言(アドバイス)等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

- 消防団協力事業所について -

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、ひいては、環境のISO認証制度等のように、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながるよう環境を整備する。

《図Ⅲ-1 イメージ図》



2 事業所との連携の強化に関する個別策の提言

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

- 消防団活動に関する事前打合せについて -

事業所従業員が個人として参加する際の課題

被雇用者消防団員が消防団活動に参加するためには、雇用事業所の理解が必要である。事業所及び被雇用者消防団員双方にとって、消防団活動へ参加することによる仕事への影響が課題である。

消防団は、事業所等から理解を得られるように、消防団活動に配慮するように協力依頼等を行っているところではあるが、より一層、地域における消防団の必要性をPRし、消防団への理解促進に努めなければならない。一方、事業所は、アンケート調査で、約5割が「協力したい。」と前向きに答えているものの、「具体的な協力内容が分からない。」と約3割が答えており、事業所の具体的な協力内容の一つとして、被雇用者消防団員の活動に対する配慮が考えられる。現地ヒアリングにおいて、消防団員から、「一番の問題は、勤務時間中における災害出動及び訓練等である。もし、事前に消防団活動をできる範囲を事業主と取り決められるのであれば助かる。」「特に、消防団で上位の職になれば、職場においても管理職になっているケースが多く、消防団活動が困難であるのが現状である。」等の回答があった。更に、「出動するためには会社の理解だけでなく直属の上司の理解が必要」との意見が多く聞かれた。また、社会構造の変化等により、自営業者の災害出動も困難になってきていることも考えられる。

また、訓練及び研修の実施日時等が課題としてある。多くの市町村や消防団においては、訓練、研修及び行事等を早朝、夜間、土日に実施するなどして被雇用者消防団員の参加に配慮している。しかしながら、都道府県や市町村では行事や研修を平日に実施しているケースも見られることから、雇用事業所の理解を得て、実施日や時間等を配慮することができる環境整備も必要である。

更に、被雇用者が消防団に入団する際には、雇用事業所からの理解が不可欠であり、消防団活動への参加においても、雇用事業所の理解と消防団側の配慮が必要であることから、雇用事業所と消防団の連携を強めることが重要である。このようなことから、被雇用者消防団員の活動環境の改善、事業所及び被雇用者消防団員双方の協力体制の検討が必要である。

提言

事業所と消防団の間で既に協力体制が築かれている地域については、改めて、協力体制を築く必要はないが、そうではない場合は、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備するため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項（例えば、勤務時間中における

災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど)があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。従業員である被雇用者消防団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。

この場合、現地ヒアリングでは、「現在、問題なく消防団活動が出来ている事業所において、事前の覚書きを締結するまでの必要はないと思う。」との意見もあるため、事前の取り決めや、覚書等の書面による締結については、必要性を十分見極めなければならない。

このような仕組みづくりとして、「消防団活動に関する事前打合せ」を提言する。

《図Ⅲ-2 イメージ図》



【打合せ項目(例)】

活動対象の災害

原則的に

- ・ 市地域防災計画で定める災害対策(警戒)本部が設置される災害
- ・ 市消防本部警防規程に定める第 出動以上の災害

活動時間

- ・ 原則的に、災害等による連続活動時間は、 日(時間)以内

消防団活動時の取扱い

- ・ 会社の勤務時間内の消防団活動については、(例 ア:年次有給休暇を取得して、イ:ボランティア休暇として、ウ:職務免除の扱いとして、)活動 など

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

- 消防団と事業所との連携強化策について -

アンケート調査では、「地域防災活動を社会責任及び社会貢献として捉え協力することが可能である。」という趣旨の回答した事業所が半数を超えていた。また、約 25%の事業所が「事業所単位の分団の設置」について可能であると答えている。

しかしながら、現地ヒアリングでは、「どのように協力すればよいのか分からない。」や、「急に協力して頂きたいと言われても出来ないが、事前打合せ等があれば可能であると思う。」という意見もあった。また、アンケート調査では、その協力する際の条件として、約 38%の事業所が「大規模災害等に出動を限る」、「重機の提供」等と答えている。

このような回答にみられる事業所全体としての基本的なスタンスは、地域の防災体制の強化や消防団活動について、事業所の業務運営からの限界はあるものの、できる限り協力するということであろうと思われる。行政側のあり方として、まず必要であることは、このようなことを念頭におきながら、事業所側の事情にも配慮をしつつ、具体的な活動として、理解・協力を頂きたいことについて、十分に、そして、真摯に説明することである。

このため、消防庁では、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるが、団員の確保が困難な場合に、地域の多くの住民に消防団に参加してもらう方策として、全ての災害・活動に参加するのではなく、一部の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を平成 17 年 1 月に新たに示したところであるので、このような制度を活用して、事業所の従業員(自衛消防隊員等)から消防団員を募り、団員として任命して、その一部が一定の条件下、例えば「大規模災害」等の発生時において、機能別分団となり、社会責任及び社会貢献の一つと捉え地域防災活動に協力することができることを視野に入れておくことが適当である。特に、この大規模災害については、関心が高く、地域防災のために消防団と連携して役割を果たすことは重要であるとの意見が比較的多かったため、大規模災害に対応する機能別分団として、協力を依頼することが有効であると考えられる。

その仕組みとして、事前準備として災害活動の必要事項を取り決めるための一例として、協定や覚書き等を、当該事業所と市町村、消防本部若しくは、消防団と締結する「消防団と事業所との連携強化策」として提言する。

ただし、覚書き等を締結する際は、あくまでも、それぞれの事業所における自衛消防隊員を確保しつつ、なおかつ、従業員を消防団員として“事業所外に出動させることができる範囲”で、消防団員になってもらうことを説明し、必ず本人の理解を得た上で消防団員になってもらい、出動時等については、消防団として出動し消防団活動をするものとする。

また、事業所側としては、「社会責任や社会貢献と捉え防災資機材等の提供

により協力することはできるが、従業員の消防団への参加は、個人の意思である。」という意見もあり、事業所が有する防災力の地域社会への提供策として、事業所が有する防災資機材を活用した機能別分団を設置する際も、個人の意思を尊重して、入団していただく必要がある。

しかしながら、一方では、事業所側の意見として、「現実的には、事業所から、社会貢献や社会責任として従業員を消防団活動に参加させた方が良い場合もあると思う。」との意見もあり、現に北九州市の洞海湾消防団では、事業所が船舶の提供と併せて従業員が消防団員となり地域防災に貢献しており、事業所の実情に応じた柔軟な対応を取ってもらう必要があると思われる。

更に、締結する際に留意しなければならない点として、次のことが考えられる。

ア 全ての自衛消防隊を出動させてしまえば、何かあった時の自社の災害対応が困難であるため、事業所外で活動する従業員を、原則として、予め定めておくこと。

この際、行政側から、必ず従業員の個人の意思を確認して消防団に参加していただくようお願いすることが必要。

イ 災害補償、費用弁償等、補償について、明記すること。

ウ 事前の取り決め事項としては、

- ・ 召集等に関する伝達方法、Fax 番号・E-mail アドレス、連絡内容等
- ・ 協力する災害の範囲（例えば半径何m）や災害の種類
- ・ 活用する施設、資機材 等

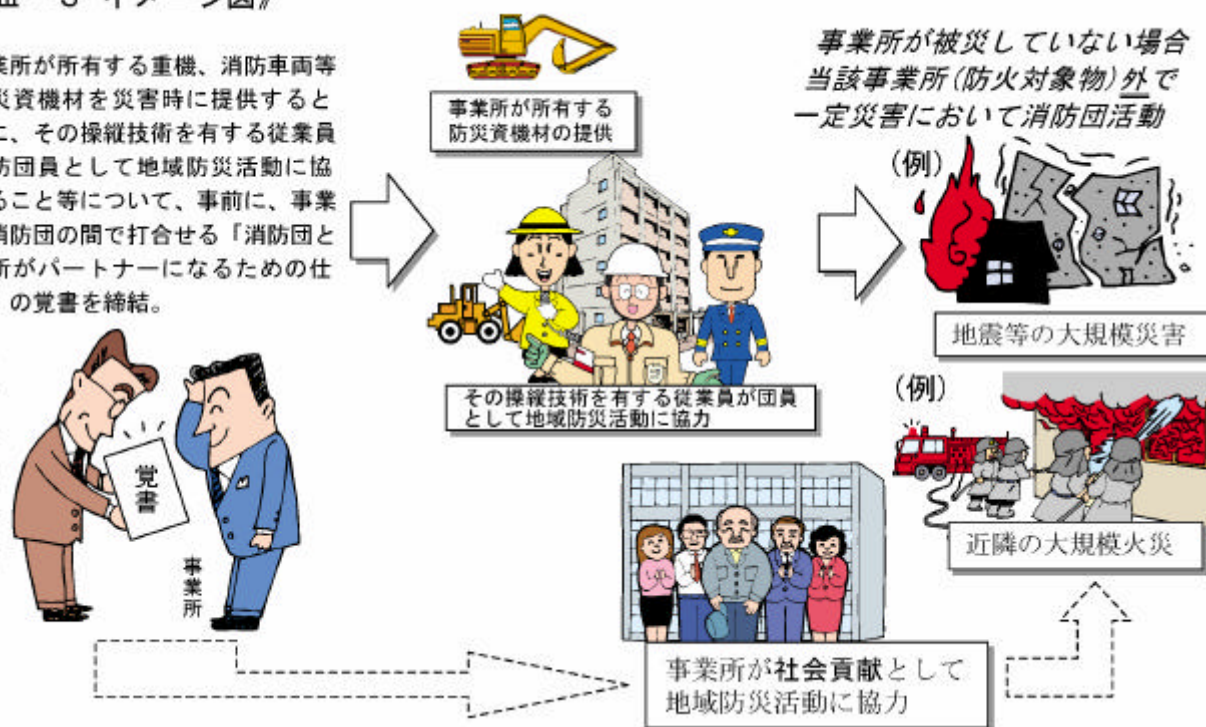
エ 定期的に消防機関が講習会等を開催し、知識や技術を習得できる体制を構築することとして関する記述

《図Ⅲ-3 イメージ図》

事業所が所有する重機、消防車両等の防災資機材を災害時に提供するとともに、その操縦技術を有する従業員が消防団員として地域防災活動に協力すること等について、事前に、事業所と消防団の間で打合せる「消防団と事業所がパートナーになるための仕組み」の覚書を締結。

消防団長・市町村長など

事業所



(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

- 危機管理アドバイザー消防団員について -

近年、地球規模の自然現象の変化や人間の生活環境の拡大等により、災害が複雑化、多様化している。防災対策は、災害発生メカニズムを解明し、災害種別に応じた対応が必要になる。とりわけ、大規模、特殊災害については、行政職員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。

今後、行政機関が、防災対策を効果的・効率的に実施するためには、専門的な知識や経験を有する事業所や大学機関等の専門機関の知識と技術を取り入れていく必要がある。

総務省消防庁では、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるが、団員の確保が困難な場合に、地域の多くの住民に消防団に参加してもらう方策として、全ての災害・活動に参加するのではなく、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を平成17年1月に新たに示したところである。

この「機能別団員制度」を活用し、専門的な知識や経験を有する事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に機能別団員になってもらい、専門家派遣体制を整備することにより、地域防災力の充実強化を図る方策として、「危機管理アドバイザー消防団員」を提言する。

ア 災害対策に関する助言等

災害現場又は災害が発生するおそれがある箇所に、危機管理アドバイザー消防団員を派遣し、防災対策に関する助言（アドバイス）を行い、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策を実施する。

イ 防災啓発

防災講演会等を実施する際、危機管理アドバイザー消防団員を講師として招へいし、住民や行政職員等の防災知識の習得や防災意識の高揚を図る。

ウ その他

危機管理アドバイザー消防団員と共同で検討委員会等を開催し、防災関連技術の共同研究を行い地域防災力の充実及び消防団の更なる発展を図る。

消防団員となるメリット

- (1) 公務災害補償
- (2) 派遣に伴う費用弁償 等

《図 4 イメージ図》

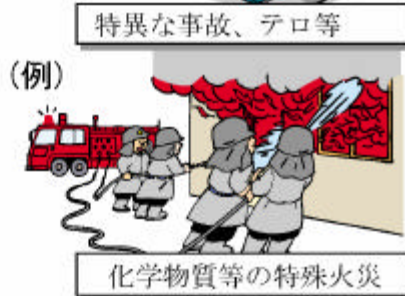
専門的な知識や経験を有する事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等に消防団員の身分を有する「危機管理アドバイザー消防団員」になっていただく。



災害現場又は災害が発生するおそれがある箇所に、危機管理アドバイザー消防団員が出勤し、防災対策に関する助言（アドバイス）等を行政がアドバイザーから受ける。



専門的な知識や経験に基づく、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策を実施する。



(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられるための環境づくり

- 消防団協力事業所について -

アンケート調査では、「消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献」として「捉えることが可能」と回答した事業所が55.7%と半数を超えている。また、平成17年8月～11月に実施した現地ヒアリングにおいて、「事業所としての社会責任及び社会貢献についての考え方」を尋ねたところ、特に大規模な事業所においては、都市部、過疎地域を問わず「事業所として重要な事項であると位置づけている。」「グループとしての行動規範を定めて、社会責任及び社会貢献を推進している。」等の前向きな回答が多かった。

一方、現地ヒアリングにおいて、「地域防災活動に対して貴事業所が協力していただけたら、どのような方法であれば可能か。」を尋ねたところ、「社会責任及び社会貢献として地域防災活動に取り組みたいが、何をすればよいのか、行政側から提供すれば協力できると思う。」や、「環境問題は、ISO認証制度等を通じて社会責任及び社会貢献と捉えている。しかしながら、地域防災活動はそうとも言えないため、行政側から社会責任及び社会貢献と捉える仕組みづくりが必要であると思う。そうでなければ、事業所側としてもメリットがないので、「やりたがらない」、「めんどくさい」と考えると思う。」との回答であった。

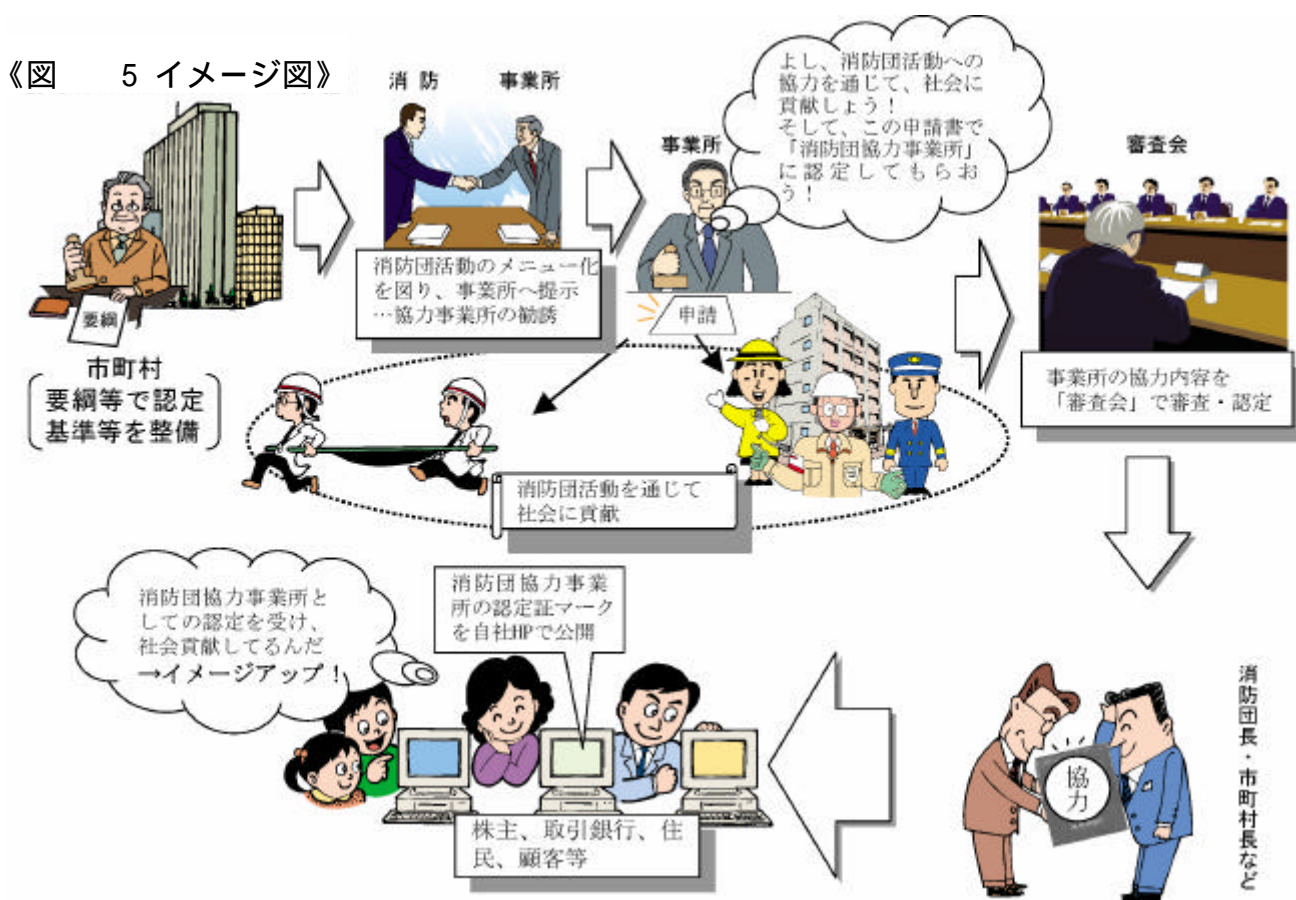
ここで着目すべきことは、地域防災活動を行う方法のメニュー化及び地域防災活動を社会責任及び社会貢献として捉えることができる環境づくりが、重要な課題であると考えられる。

したがって、事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、ひいては、環境のISO認証制度等のように、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる環境づくりについて検討した結果、消防団活動に協力する事業所について、市町村や消防本部が審査会を設置し、その協力内容を審査して適切であれば「消防団協力事業所」として認定し、地域住民、その企業の株主や取引銀行等に自社のホームページ等を活用し、広く知らしめる方策を提言する。

消防団協力事業所の概要

環境のISO認証制度等のように、社会全体が「地域防災活動」を社会責任や社会貢献として認識することにより、事業所の消防団への協力が事業所のイメージアップにつながる等のメリットとして還元できる仕組みの概要は次のとおり。

- ア：市町村の要綱等で認定基準等を整備
- イ：地域防災活動を行う方法のメニュー化を図り、事業所へ提示 ... 協力事業所の勧誘
- ウ：協力内容を審査会で審査
- エ：消防団協力事業所認定証（消防団協力事業所マーク）の交付
- オ：消防団協力事業所認定証のマークを事業所の自社ホームページ等に表示
- カ：株主、取引銀行、住民、顧客、入社を希望している方等が閲覧することによって、事業所のイメージアップ等のメリットに繋がる。
- キ：認定事業所の管理（メンテナンス）... 協力内容が継続しているか。



(1) 消防団への協力の際の活動環境の整備の問題点の解決

まず、協力の際の活動環境の整備に際し、災害活動中に負傷した場合の補償、第三者に被害を与えた場合の補償、活動に要した経費の支弁等、様々な重要な問題が考えられるが、これらの問題は、消防団員になることによって解決する。

更に、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるが、それがどうしても困難な場合に、全ての災害・活動に参加するのではなく、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を活用することも可能である。

(2) 地域防災活動を行う方法のメニュー化

事業所が地域防災活動を社会責任及び社会貢献と捉えて協力を望んでも、どのような方法があるのか明確でないのが現状であるため、貢献方法のメニュー化を図る。

(例) ア：事業所に機能別分団等を設置

イ：従業員の入団促進

(入団人数等については、その事業所の規模[従業員数に対する割合等]を勘案して基準を設ける。)

ウ：従業員の消防団活動への配慮

(勤務時間中の出勤に関する配慮、消防団活動を行う際は、ボランティア休暇を付与する等の配慮)

エ：災害時における事業所の重機等提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員として協力

オ：事業所が有する災害対応に関する知識・技術の提供のため、事業所の研究者・技術者等が機能別団員として協力

カ：災害時における事業所の敷地を避難所として提供するとともに従業員が機能別消防団員として応急救護等の防災活動に協力

キ：その他、消防団活動を通じて地域防災力の充実強化に寄与

(3) 認定基準等の作成

市町村の要綱等で、認定の基準、審査方法、認定登録、管理(メンテナンス)等を定める。

(4) 消防団・防災協力事業所の認定及び認定証の交付等

市町村で定めた要綱等に基づき、消防団協力事業所の認定、認定証の交付及び表示を行う。

なお、会社によっては、他の市町村にも事業所がある場合や、同じ市町村であっても、協力の程度の差異がある場合も考えられことから、認定書の交付は、会社単位ではなく事業所単位で行うこととする。

(5) 消防団協力事業所の広報

現地ヒアリングでは、事業所が望む広報ターゲットは、地域住民、株主、取引銀行、顧客、これから入社しようとしている人等であった。

また、PRの方法としては、「国で、ISO等のような認証制度を構築し、消防団協力事業所認定証のマーク等の交付ができないか。」更に、「その消防団協力事業所認定証のマークを自社のホームページに掲載することで、株主、取引銀行、顧客等にPRできると思う。(消防署等のホームページに消防団協力事業所として掲載しても、わざわざ株主、取引銀行、顧客等は見ないので効果はないと思う。)」

等の回答であった。

このことから、消防団協力事業所の認定証(マーク)を事業所の自社ホームページ等で掲載して、株主、取引銀行、住民、顧客、入社を希望している等が閲覧することによって、事業所の信頼性やブランドイメージの向上につなげる。

また、公表する際は、どの様な理由で認定を受けたのかが分かる仕組みが必要と思われる。

(6) 消防団協力事業所と連携体制の維持

認定登録された事業所と定期的に連絡会議などを開催し、防災体制の連携等について確認を行う。

(7) 事業所側の自主性を尊重した仕組み

「消防団協力事業所制度」は、社会責任及び社会貢献に基づいた、地域に根ざした活動として捉え、事業所の自主性を十分に尊重した仕組みにするよう留意しなければならない。そのため、自己申請制にする等の工夫が必要であると思われる。

(8) 認定証のマークのデザイン

認定証のマークは、協力事業所を効果的にアピールできるデザインにすることが望ましい。

(9) 協力事業所の表彰

認定に合わせて、特に協力内容が優れている事業所を表彰することとしたり、あるいは、市町村によっては、認定に代えてこれまでに実施している表彰制度を更に充実させて活用することもあり得る。